

随意契約結果(工事)

No.	案 件 名 称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	大阪駅前バスターミナル整備工事(その2)	建築	北区	大阪駅南口駅前広場整備他工事特定建設工事共同企業体	¥112,320,000	平成27年3月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	K11	—
2	2号線太子橋今市駅エスカレーター中間更新工事	昇降機設置	旭区	東芝エレベータ(株)	¥15,714,000	平成27年3月2日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
3	高速電気軌道第1号線昭和町変電所機器製作据付工事	電気	阿倍野区	富士電機(株)	¥237,600,000	平成27年3月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
4	高速電気軌道第1号線曽根崎変電所機器製作据付工事	電気	北区	富士電機(株)	¥237,600,000	平成27年3月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
5	南港ポートタウン線運行管理システム製作据付工事	電気	住之江区	新潟トランス(株)	¥1,599,480,000	平成27年3月16日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
6	高速電気軌道第3号線北加賀屋変電所機器製作据付工事	電気	住之江区	三菱電機(株)	¥255,528,000	平成27年3月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
7	3号線住之江公園外1駅止水鉄扉改良工事	水門・門扉	住之江区、大正区	丸島産業(株)	¥119,664,000	平成27年3月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
8	淀屋橋駅北中階エレベーター設備工事	昇降機設置	中央区	日本オーチス・エレベータ(株)	¥20,628,000	平成27年3月25日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	—
9	東三国外2駅耐震補強工事に伴う建築その他工事	建築	淀川区、北区、中央区	(株)大林組	¥432,000,000	平成27年3月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号	K11	—

随意契約理由書

1 案件名称

大阪駅前バスターミナル整備工事（その２）

2 契約の相手方

大阪駅南口駅前広場整備他工事 特定建設工事共同企業体
（㈱大林組、㈱浅沼組、大鉄工業㈱の３社ＪＶ）

3 随意契約理由書

本工事は、ＪＲ大阪駅前東広場に設置されているバス停留所を整備するため、バスターミナルの上屋及びバス案内標識等バス施設を設置する工事であり、本工事の範囲は、ＪＲ西日本が「大阪駅前歩道橋」から「大阪ターミナルビル」の間に設置するスカイウォーク（仮称）工事に先立ち、支障する既設のりばを移転するため、バスターミナルの西側半分を整備する工事である。

ＪＲ西日本が行っている「大阪駅南口駅前広場整備他工事」では、バスターミナルの走行路整備やバス待ち歩道部分の整備も行うため、施工範囲が重複し、同一工程でバスターミナルの上屋及びバス案内標識等バス施設を施工する必要がある。

本工事を上記以外の別業者にて施工すれば、複数の事業者が同一場所での同時施工となるので施工責任の所在が不明確となる。工事範囲の交錯・輻輳する場所において安全、円滑かつ適切な施工及び施工責任の所在の一元化を確保するために、現に「大阪駅南口駅前広場整備他工事」を履行中の上記工事業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第６号

5 担当部署

大阪市交通局自動車部運輸課（電話番号 ０６－６５８５－６４５６）

随意契約理由書

1 案件名称 2号線太子橋今市駅エスカレーター中間更新工事

2 契約の相手方 東芝エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ（株）の設計・製作によるエスカレーターの構成部品である電動機、駆動機及び制御盤等の取替及び更新を行うものである。

エスカレーターは、製造者独自の技術で設計・製作されており、既設のエスカレーターの構成部品の取替及び更新を行うためには、当該エスカレーターの構造・規格及び機器構成に精通していることが不可欠であることから、また、不特定多数の方が利用する施設であり、高い安全性の確保が求められ、突発的問題が発生した場合の対応の早さも求められる。

さらに、他社が工事を行い不具合が生じた場合、施工不良・部品不良・設計不良などの原因を究明すること及び復旧までに相当時間が必要となり、お客さまに多大な影響を与えることとなる。また、不具合の発生原因が特定できない場合、補償や瑕疵を業者に求めることができず、当局が不利益を被ることとなるため、製造者に工事をさせることにより、責任の一元化及び早急な対応を図る必要がある。

以上のことより、当該エスカレーターを製造した東芝エレベータ（株）だけが、本件工事の施工能力を満たす唯一の業者であるため特名する。

4 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署 交通局鉄道事業本部建築部建築設備課
(電話番号 06-6585-6774)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線昭和町変電所機器製作据付工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本工事は、昭和町変電所に回生電力貯蔵設備の製作据付工事を行うものである。

本設備は、大規模地震発生時に起こりうる広域停電において、駅間に停車した列車を次駅まで走行させるとともに、平常時は電車の回生制動により発生する電力を吸収し、電車の回生失効を防止するものである。また、本設備は既設の直流き電設備と一体で稼働させるものであり、既設設備の改造、各種調整及び確認試験が必須である。

既設の変電所機器は、富士電機株式会社独自の設計技術で製作据付されており、そのシステムは他社に公開しておらず、製作者しか知り得ないものである。今回、その一部である直流き電設備の改造を行うにあたっては、既設の変電所機器のシステム構成を熟知しているとともに、設計から機器製作据付・調整まで一貫した管理体制で行う必要がある。

さらに、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、万一、障害が発生した際の迅速な復旧対応が求められることから、これらの要件を満たす唯一の業者である富士電機株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課

(電話番号 06-6585-6579)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第1号線曾根崎変電所機器製作据付工事

2 契約の相手方

富士電機株式会社

3 随意契約理由

本工事は、曾根崎変電所に回生電力貯蔵設備の製作据付工事を行うものである。

本設備は、大規模地震発生時に起こりうる広域停電において、駅間に停車した列車を次駅まで走行させるとともに、平常時は電車の回生制動により発生する電力を吸収し、電車の回生失効を防止するものである。また、本設備は既設の直流き電設備と一体で稼働させるものであり、既設設備の改造、各種調整及び確認試験が必須である。

既設の変電所機器は、富士電機株式会社独自の設計技術で製作据付されており、そのシステムは他社に公開しておらず、製作者しか知り得ないものである。今回、その一部である直流き電設備の改造を行うにあたっては、既設の変電所機器のシステム構成を熟知しているとともに、設計から機器製作据付・調整まで一貫した管理体制で行う必要がある。

さらに、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、万一、障害が発生した際の迅速な復旧対応が求められることから、これらの要件を満たす唯一の業者である富士電機株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課

(電話番号 06-6585-6579)

随意契約理由書

1 案件名称

南港ポートタウン線 運行管理システム製作据付工事

2 契約の相手方

新潟トランス株式会社

3 随意契約理由

南港ポートタウン線ニュートラムは、車両システムや運行管理システムなど地上と車上の多くのシステムが密接に関わり合うトータルシステムとして無人自動運行されている。従って、このトータルシステムにおいては、各システム間での互換性・協調性が求められ、仮に、それらを損なうと、設備機器に機能障害が生じるなど、トータルシステム全体に影響を及ぼし無人自動運行に著しく支障を及ぼすことになる。

本件工事は、運行管理システムの老朽更新工事である。運行管理システムとは、南港ポートタウン線において全線の列車運行制御、列車の状態監視、行先表示制御、放送制御、各種記録業務等の自動化を行うものであり、ニュートラムを安全、正確に無人自動運転で運行するためには必要不可欠なシステムである。

本件工事の施工にあたっては、各装置の専門知識を有する必要があることは勿論のこと、地上～車上を含めたトータルシステムとしての一員である本システムが、他のシステムを構築する設備機器と機能的に一体化されていることから、本件工事において、施工計画の総合企画、施工時の工程管理と安全管理、使用機材等の品質管理並びに技術指導等を適切に行い、かつ、施工責任を明確化するためには、トータルシステム全般にわたっての総合的な知識と技術が必要となる。

各システムの企画・設計内容については、製作者独自で開発されたものであり、他社では知り得ないことから、本件工事について製作者（NTSグループの各業者）以外では実施できない。

また、新潟トランス(株)については、製作者の一者である株式会社新潟鉄工所から事業を継承し、トータルシステム全般の企画、設計及び調整等を担当する唯一の業者である。

以上のことから、新潟トランス(株)を特名するものとする。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気課

(電話番号 06-6585-6743)

随意契約理由書

1 案件名称

高速電気軌道第3号線北加賀屋変電所機器製作据付工事

2 契約の相手方

三菱電機株式会社

3 随意契約理由

本工事は、北加賀屋変電所に回生電力貯蔵設備の製作据付工事を行うものである。

本設備は、大規模地震発生時に起こりうる広域停電において、駅間に停車した列車を次駅まで走行させるとともに、平常時は電車の回生制動により発生する電力を吸収し、電車の回生失効を防止するものである。また、本設備は既設の直流き電設備と一体で稼働させるものであり、既設設備の改造、各種調整及び確認試験が必須である。

既設の変電所機器は、三菱電機株式会社独自の設計技術で製作据付されており、そのシステムは他社に公開しておらず、製作者しか知り得ないものである。今回、その一部である直流き電設備の改造を行うにあたっては、既設の変電所機器のシステム構成を熟知しているとともに、設計から機器製作据付・調整まで一貫した管理体制で行う必要がある。

さらに、システム全体が正常に機能することを保証しつつ、万一、障害が発生した際の迅速な復旧対応が求められることから、これらの要件を満たす唯一の業者である三菱電機株式会社と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部電気部電気設計課

(電話番号 06-6585-6579)

随意契約理由書

1. 案件名称 3号線住之江公園外1駅止水鉄扉改良工事

2. 契約相手方 所在地：大阪市中心区谷町5－3－17
名称：丸島産業(株)

3. 随意契約理由

本工事は、止水鉄扉の開閉時の昇降機構をギア式から油圧式へ改良するものである。

平成25年8月に南海トラフ巨大地震による津波範囲や津波高さの詳細が公表され、大阪市内も津波により浸水する危険性が判明し、地下鉄施設の防護のため浸水防止設備の整備を行うこととなり、想定される津波到達時間までに駅構内よりお客さまの避難を完了させ、止水鉄扉等の浸水防止設備を速やかに閉鎖し、津波や大雨及び高潮による水害の際に出入口を塞ぎ地上から駅構内への浸水を防ぐ対策を講じることとなった。

しかし、現在設置されている既設止水鉄扉の昇降機構はギア式となっており閉鎖には相当の時間を要しており、迅速な対応ができないため、短時間に確実に閉鎖できる油圧式に改良する必要がある。

現在設置の止水鉄扉は、(株)丸島アクアシステム独自の技術により製作・設置されたものであり、その技術については他社には公開していない。このため、止水鉄扉が正常に機能するための性能保障上、同社以外では改良を行う事はできない。

以上のことより、(株)丸島アクアシステムよりメンテナンス事業を移管され、止水鉄扉の保守点検・修理業務・改良業務を担当している丸島産業(株)だけが、本件工事の施工可能な業者であるため丸島産業(株)を特命する。

4. 根拠法令 地方公営企業法施行令第21条の14 第1項 第2号

5. 担当部署 交通局鉄道事業本部建築部建築施設課
(電話番号 06－6585－6527)

随意契約理由書

1 案件名称

淀屋橋駅北中階エレベーター設備工事

2 契約の相手方

日本オーチス・エレベータ（株）

3 随意契約理由

本工事は、淀屋橋駅のホームから北中階間に1人乗りエレベーターを新設するものである。

今回設置予定場所のピット下部は、現在駅舎換気設備の風道として利用しているため、機械室不要型エレベーターに必要なピット寸法（1,250mm）を確保することが出来ない。したがってピット不要型エレベーター（ピット寸法 150mm）の設置が必要となる。

ピット不要型エレベーターを製作することが可能で、施工能力を満たす唯一の業者である日本オーチス・エレベータ（株）と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

交通局鉄道事業本部建築部建築設備課（電話番号 06-6585-6771）

随意契約理由書

1 案件名称

東三国外 2 駅耐震補強工事に伴う建築その他工事

2 契約の相手方

(株)大林組

3 随意契約理由

本件は、地下構造物の耐震補強工事を行うため、補強を行う柱に直接または近接設置されている建築仕上げや設備機器類、電気配管等の支障物を撤去・移設し、耐震補強工事完了後、復旧する工事である。

耐震補強工事は、構造物の補強を行う土木工事とそれに付帯する建築仕上げ、設備機器類、電気配管等の各種支障物の撤去・復旧工事が必要であり、地下鉄営業線内での輸送の安全確保並びにホーム部や中階部等でのお客さまの安全・快適なご利用を確保しながら、限られた時間や狭い空間といった厳しい条件下で工種の異なる工事が輻輳した状態での施工となる。

このような状況下での施工にあたっては、お客さまへの影響を少なくするために、工事期間を極力短くする必要があり、各工種の工程調整を綿密に実施し、一連の工事を円滑に完了させる必要がある。また、狭隘かつ軌道部と隣接するホーム部での作業であることから、お客さまや輸送の安全の確保を担保する観点からも、一元化した管理体制を築くことが必要不可欠である。

このようなことから、今回の耐震補強工事についても、関連する工事を一体で発注することが不可欠であり、鋭意それに向けて進めてきたところであるが、工事に先立つ設計業務において、付帯工事の業務委託で契約不調が連続して発生した。しかし、土木工事と付帯工事を一体発注するべく土木工事の発注を見送ることを続けることにより、工事の着手・完成が大幅に遅れ、いつ発生するか分からない巨大地震に対して、お客さまや市民の安全性が損なわれることを回避するため、土木工事のうち、支障物の撤去・復旧の必要がない箇所での施工や、工事着手に必要となる関係先への申請等の手続きを先行して実施することで、耐震補強工事全体の工程が遅れないようやむを得ず土木工事を先行して発注したところである。

以上の理由から、本工事は土木工事と密接に関連する付帯工事であり、かつ同一範囲における施工責任及び安全管理の明確化が図れることから、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号

5 担当部署

大阪市交通局鉄道事業本部建築部建築施設課（電話番号：06-6585-6524）